

## 第9章 血液と命 — 律法と愛

「文字は殺す、だが精霊は命を与える」 — 第2コリント 3:6 (NRSV)

本章で、血液の使用にそれなりの危険がつきまとうことを否定するつもりはない。危険がつきまとうのは事実である。また、誰にも強制されない自分の信条に基づく自分の意志による純粋に宗教上の理由で輸血（あるいは血液成分の使用）を避ける人があれば、それが間違いだと言うつもりもない。そもそも、良心にとがめを感じているようでは、それ自体どんなに正しいことをしようと、それは間違った行為となる。パウロも、「自らの良心に逆らうことなく物事を決定できる人は幸いである…誠実でない行為はすべて罪である」と言っている<sup>1</sup>。血液に関する細かい規定が良心の弱さを示すのか強さを示すのか、その判断は、以下をお読みいただく読者におまかせする。

とはいえ、このように生命に関わる深刻な問題について、ある団体組織が個人の良心に自分たちの考えを押しつける場合、その組織には重大な責任が生じることも直視すべきである。ものみの塔協会と血液の問題を考えると、規則至上主義に縛られた組織は論理の泥沼に落ち込んでしまい、その結果、人々が被害を受ける可能性があることがはっきりする。

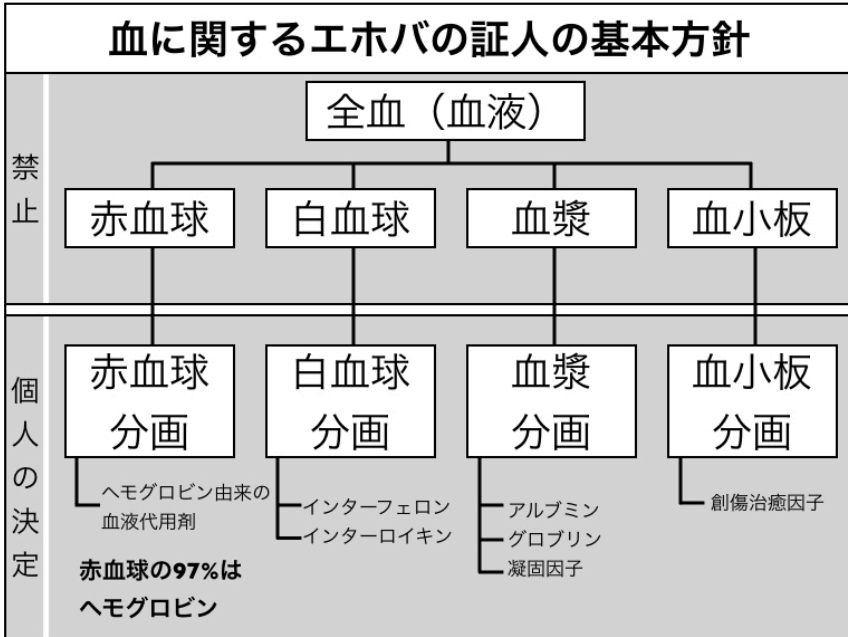
1940年代の終わり頃から、ものみの塔協会は血液を受け入れることを（血液そのものであれその成分であれ）一切禁止すると明言した。ところがその後になって新しい規則が次々に出現し、問題は複雑化していった。

血液成分に関する最新の規則は『ものみの塔』2000年6月15日号29-31ページ〈㊸も同様〉並びに2004年6月15日号14-23ページ、29-31ページ〈㊸も同様〉に定められている。ここでは血液成分のうち何が容認されるのかについて新しい見解が述べられている。すなわち、4つの「主要成分」（赤血球、白血球、血小板、血漿）は禁止だが、これら「主要成分」から作られる「分画」は構わないということになったのである。

---

<sup>1</sup> ローマ14:22,23 (JB)

以下は、現在のものみの塔協会における血液の使用についての立場を大まかに示したものである。



これで禁止成分（上部）と個人の決定に任される成分（下部）が明確になった。この方針は『ものみの塔』2004年6月15日号に明記されている。この記事について、スウェーデンからはこんな意見が届いた。

これにより、これまでの記事で良いとされていた血液成分について、それは血漿の「分画」だからという説明ができることとなります。つまり、これまで許されていたグロブリン、アルブミン、凝固因子VIII等々の血液成分について、赤血球や白血球や血小板ほど重要ではないのだと説明できるようになったわけです。これまでの説明では許容される成分とされない成分の基準が不明確でしたが、今回の説明で従順な信者なら納得できそうな形になったと言えます。何しろものみの塔協会は、ここを突かれるたびに困っていたのです<sup>2</sup>。これを解決しようとする、どうしても赤血球や白血球の「分画」といった話をして規制

<sup>2</sup> それまでの判断基準に関して詳しくは付録を参照。

を緩めることになる。かつてなら到底できなかつたことですが、まさに今回はそれをやりました。ヘモグロビンを抽出する赤血球精製の技術はかなり進んでおり（将来性のある製品に PolyHeme, Hemospan, Hemopure などがあります）、今回の新しい方針はエホバの証人にとって大きな影響を持つことになります。まもなく、事実上赤血球を使用しても構わない形になるでしょう。

さて、今回新たに血液成分が許されることになったことは別の問題があります。以前も血液成分が徐々に許されていったわけですが、その時の説明では、「主要な成分」とその「分画」という区別はまったく出てきませんでした。今になって後付けの説明に使われているだけです。かつては他の理由がいろいろ列挙されていましたが、そのうち1つはまったく無意味であり、他のいくつかにせよ、まともに受け取れば、医療目的の血液使用に対する反対意見がすべて崩れ去ってしまうという無茶なものでした。特にひどかったのは「ルカ6:1-5」を引いた『ものみの塔』1978年6月15日号31ページ〈㊤1978年9月15日号30-32ページ〉です。ルカのこの箇所にはダビデとその仲間たちが禁じられたパンを食べる話が出てきます。もちろんパンそのものであり、パンの中の許された成分の話ではありません。これによって「許される成分もある」という説明にするのなら、すべての成分が許される、いや血液そのものが許されるということになるはずですが。このダビデの話では、量ではなく、「本当に必要かどうか」が決定的な事柄なのですから。〔これは『ものみの塔』1978年6月15日号で扱われている話だが、『ものみの塔』2004年6月15日号「読者からの質問」〈㊤も同様〉がこれに言及していることから判断すると、ものみの塔協会は2004年になってもこの話が有効だと思っていたことになる。〕

2000年以來の新しい方針には根拠がなく、事実にも合いません。まず聖書は「主要成分」を禁じているが「分画」は許される、なぜならば聖書は「細かなことを述べていないので」とされています（『ものみの塔』2000年6月15日号30ページ、2004年6月15日号30ページ〈㊤も同様〉）。しかし聖書はそもそも分画についても主要成分についても何も述べていないのですから、この理屈は成り立ちません。むしろ「主要成分」は血液そのものではないのだから許されるという方が理屈に合うでしょう。また、医療目的の血液使用を禁じる理由としていつも出てくるのが「許される血液の使用はただひとつ、祭壇での贖罪の際だけである」という話です。つまり血液は神のものであるという主張です。ところが血液の「分画」は許されるという話になると、この主張はどこかに行ってしまうのです。しかし神のものを世俗の目的で勝手に使うわけにはいかないでしょう。盗品を使うのと同様です。盗んだ車はあくまでも盗んだ車であり、エンジンとか車体とか変速機といった「主要部分」に分解し、さらにキャブレ

ターとかピストンとかフードとかドアとかシャフトなどの「分画」に分けても盗品は盗品です。その車が盗品でなければ、分解しても部品を売っても良い。盗品でなければ、大きかろうが小さかろうが、その部品を好きなように分けたり使ったりして良い。したがって、血液の「分画」が許されるのなら、当然「主要成分」も、いや血液そのものも、許されることになるでしょう。

そもそも協会による「主要成分」という分類そのものが医学的な見解に合いません。それも当然です。アルブミン、第8因子、第9因子等々は、赤血球や白血球や血小板と同様、それぞれの機能を有する独立した構成物です。これらの成分はすべて血漿の中にあり、この血漿を遠心分離すると赤血球や白血球や血小板が分離され、その他の成分はまた別の方法で分離します。だからといって、その他の成分だけが血漿の「分画」になるわけではありません。赤血球とアルブミンに上下関係はなく、どちらも同じ血液の構成要素なのです。アルブミンも赤血球も分画工程によって取り出すのですから。医療関係で信頼されている『血液保存と輸血の実際（第4版）』（Denise M. Harmening著、1999年フィラデルフィア）などを見ても、アルブミンも免疫グロブリンも第8因子も第9因子も血液の「主要な成分」として挙げられており、ものみの塔協会が言うような分類はどこにも出てきません（237-240、246-248ページ）。同じくスウェーデンの『血液病学ハンドブック』（Garthon & Lundh著、1999年）も、アルブミンと凝固因子を「血液の重要な構成要素」として挙げており、ものみの塔協会の分類など出てきません（422ページ）。この点について協会の説明が通らないことは明らかです。血液成分のうちこれは許されるがこれはダメというような区別をする余地はないのです。

しかし話はこれで終わりません。『ものみの塔』2000年6月15日号と2004年6月15日号〈㊸も同様〉では、免疫グロブリンのような「血液分画」は「妊婦の血流から、独立した胎児の循環系へ移動する」のであり、「クリスチャンの中には、血液分画はこうした自然の営みの中で別の人間へ移動するのだから、血漿や血液細胞に由来する血液分画は受け入れることができる、と結論する人もいることでしょう」としています（30-31ページ）。ところが困ったことに、協会の定義に従えば「分画」だけではなく「主要成分」も自然の営みの中で「別の人間へ移動する」ことができることになってしまいます。先に挙げた『血液保存と輸血の実際』の423ページには「経胎盤出血による胎児赤血球の母体への混入が起こるのは妊婦の7パーセントにも及ぶ」とあります。つまり赤血球は自然に「別の人間へ移動する」のです。となれば、免疫グロブリン同様に赤血球も許されることになるはずです。ここでも協会の立場には根拠がないことがわかります。

では、まもなく実用化されるという赤血球の「分画」はどうなるでしょうか。こちらは協会も許されるとしています。「分画」と呼ばれていますが、実のところ赤血球細胞のうち中心的な酸素を運ぶヘモグロビンを周囲の袋部分から取り出した、要するに小型の赤血球です。スウェーデンでは業界標準の『人体生理解剖学』（Jan G. Bjälie, Egil Haug, Olav Sand, Öystein V. Sjaastad 著、ストックホルム1998年）によれば、「赤血球細胞は、いわば小さな袋であり、その中に酸素を吸着する分子であるヘモグロビンが詰まっている…。血液の色が赤く見えるのは、このヘモグロビンのためである。ヘモグロビンは赤血球タンパク質の95%を占め、その重量の約34%を占める。残りのタンパク質部分は主として細胞内のエネルギー交換をつかさどる酵素である」（269ページ）ということです。

問題の新製品が PolyHeme であれ Hemospan であれ、主要な部分は人間の血液の赤血球から取られたヘモグロビンです。Hemopure の場合は、牛の血液由来のヘモグロビンです。赤血球よりも長期保存に適していますし、感染の心配もありませんし、良い製品と言えるでしょう。例えば Dextran のようないわゆる代用血液とは異なり、うまく酸素を供給してくれるはずです。何しろ、要するに血液なのですから。皮をむいたオレンジがオレンジであるのと同程度に、それは赤血球であり、血液なのです。皮の有無にかかわらずオレンジはオレンジであり、仮に皮をむいたオレンジの中の袋を4つずつ並べたとしても、それがオレンジであることに変わりはないでしょう。これとまったく同様に、赤血球の皮をむいたヘモグロビンも血液なのです。したがって、赤血球細胞は罪であるがヘモグロビンは構わないなどというのは、パリサイ的偽善以外の何物でもありません。

このことに気づいた『ものみの塔』2004年6月15日号24ページ〈㊦も同様〉は、「四つの主要成分のいずれかに由来する製剤の中には、その成分全体とほとんど変わらない働きをし、体内で生命維持作用に大きくかわるため、クリスチャンの大半が望ましくないと感じるものがあるかもしれません」としています。つまり、エホバの証人の「大半」は望ましいと思わないだろうが、赤血球細胞を使った製品を使うのは良心の問題になったのです。つまり、エホバの証人はこの種の赤血球細胞製品を使っても良い。しかし赤血球細胞を使うと（仮に他に手が無い場合でも）罪人とされる。これで、ものみの塔協会の言い分の根拠は完全に崩れ去りました。

血液成分（「分画」）を使用する場合、大量の血液を保存することが前提となっている。ものみの塔協会では、血液成分の使用を認めている（したがってこれら血液成分の抽出・製剤の際の血液の保存は認めている）にもかかわらず、血液の保存は聖書に反するとしている。協会が自己血の使用（ある人が自分の血液を保存しておき、それを手術中あるいは術後に自分の体に戻すこと）を禁じる理由は、まさにこれである<sup>3</sup>。これは明らかに恣意的で、一貫性のない、矛盾した立場である。信じ難いことだが、このような立場を考え出した人たち、またこれを説明する記事を書いている人たちは、これに気がつかないほど事実関係に無知なのだろうか。そうとでも考えなければ、すべてがひどい欺瞞ということになる。

人の健康や医療に関することについて、あれは禁止、これなら容認という具合に規則を作るのは、危険なことである。意味もなく恐怖感をおおることもあろうし、あるいは逆に、持つてはいけない安心感を持たせることにもなり得る。最終的な決定責任は、そもそもそれがあべきところ、つまり個人の良心にまかせるのが、知恵と分別のある、そして謙虚なやり方である。

輸血ないし血液成分の使用に危険が伴うのは事実である。しかし、手術中に出血多量で死亡することがあるのも同じく事実なのだ。したがって、感染を防ぐために自分の血液を保管しておき、これを手術で使おうと考える人がいても当然であろう。だがこれは、先にも見た通り、ものみの塔協会によると個人の良心の問題ではなく、禁止事項である。それどころか「術中の出血採集」（手術中に患者の血液を容器にいったん入れ、これを後で患者の体に戻す）も禁じている<sup>4</sup>。これほど重要なことについて、何千人もの人々が自分で決定を下す権利を放棄し、組織の決定にまかせている。しかし今までの経緯から見て、この組織は自分たちの方針が引き起こした損害についての責任を認めようとしないことは明らかである。人々は良い話ばかり聞かされ、悪い話はまず聞かされない。

<sup>3</sup> この点についての協会の立場は、『ものみの塔』1989年3月1日号30,31ページ〈◎も同様〉に詳しく述べられている。

<sup>4</sup> 『目ざめよ!』1982年6月22日号25ページ。〈◎1982年12月8号23-24ページ付近に対応箇所あり〉

ほんの一例として、『ディスカバー』1988年8月号の記事を紹介しよう。あるエホバの証人の女性が、再発性の膀胱癌のため、42歳の時から数年間にわたって何度か除去手術を受けた。最後の手術となったこの時、医者に行くのがかなり遅れ、出血がひどいため重度の貧血状態にあった。それでも輸血は受け入れないと強く希望し、それは認められた。泌尿器科の医師たちは一週間にわたって何とか出血を止めようとしたが、すべて失敗に終わった。血球数は低下する一方だった。この記事を書いた医師は、その時のことを次のように書いている。

血球数が低下して行くにつれ、患者のペイトンさんは次第に呼吸困難に陥りだした。身体の組織は、一定量の酸素がなければ機能しない。この酸素が肺から体の隅々にまで運ばれるのは、赤血球中のヘモグロビンの働きである。…医療チームは酸素マスクで酸素を与え続け、最後にはほとんど純粋な酸素だけを吸わせている状態になった。体内に残っていた数少ない赤血球は酸素ではちぎれんばかりになっていただろうが、数が少なすぎて、体が必要とする酸素を供給しきれなかった。

呼吸はさらに困難になった。呼吸数は増え、全身が疲労困憊した状態になり、最後には、当然ながら、酸素の不足が心臓の筋肉に達し、強烈な胸の痛みを訴えだした。

また、この患者を目の前にした時の印象を次のように書いている。

その病室に入った時、目の前の光景に驚きを禁じ得なかった。皆が見守る中、大柄な女性が酸素マスクをつけて激しい呼吸をしている。人間にこれほど速く呼吸ができるものかと思うほどである。枕元には3人の友人がいる。いずれも教会の仲間 [エホバの証人のこと] で、患者に声をかけている。他に数人の医者がいて、降下し続ける血圧を測ったり、動脈から少量の血液を採取したりしている。ゆっくりと出てくるその血液は、あまりにも色が薄い。検査してみると、赤血球数値がたった9しかない [正常な場合には40]。ベッドの端には、赤色の尿が入った袋がかかっている。この女性が死に向かっていることは、一目瞭然だった。心電図には深い落ち込みが見られ、心臓の苦痛を示している。何時間もしないうちに、もはや取り返しのつかない状態になるだろう。

やがて心拍が停止した。医師や看護婦は心肺蘇生を行ない、心臓刺激剤と痙攣止め剤を注射し、心臓に電気ショックをかける。心臓はいったん動き出すものの、すぐに止まる。また心肺蘇生、注射、電気ショック、さらに心肺蘇生が続く。これが一時間続き、ついに望みがなくなった。患者は、手の施しようもなく完全に死亡したのである。

この一部始終を伝える医師は、この患者を狂信的と片づけてはいない。

この患者は分別のある人で、自分の状況をよく理解していたということだった。ただ、この人の判断は、自分の信仰によって押し付けられたある種の盲点に基づいていたのではないか、と思われた。<sup>5</sup>

この女性は、定期的に手術をする必要があった。これがわかっていたのだから、あらかじめ自分の血液を保管しておくのは、安全で妥当な方法と思えたであろう。しかしこれは「神権的な取り決め」の許すところではなかった。「神権的な取り決め」の前に、自分の判断に従う余地はない。

血の問題に関する協会の方針に忠実であろうとして、あるいは方針が不明確であるため、手術を延期したり拒否したりして取り返しのつかない結果に至ることもある。「許された」血液成分以外は受け入れられないという、神の掟に従う義務感から生命を落とすこともある。仮に協会の方針が本当に聖書に基づいたものであれば、このような苦しみも、すべて神の僕が進んで直面すべき苦しみに過ぎないと考えることができるであろう<sup>6</sup>。この点、エホバの証人の多くは誠実に協会の方針に従う。いかに複雑でも、よく理解できなくても、とにかく協会の定めた方針は聖書に根拠のあるものであり、したがって神の定めたものとして受け入れる。ところが実は、協会の方針にはまるで根拠がないのである。

<sup>5</sup> エリザベス・ロゼンタルの記事「光に目がくらんで」による。『ディスカバー』1988年8月号28-30ページ。

<sup>6</sup> 私の妻も1970年に失血で死にかけたことがあった。1ミリ立方あたりの血小板数が正常値の20万～40万をはるかに下回り、1万5千ほどに落ちた。ひどい失血が数日間続き、ブルックリンの病院に入院した。その際、血小板もいかなる血液成分・製剤も（その後協会が「許される」とした成分も）、すべて拒否することを妻も私も明言した。この時は、幸運にも、二週間の入院と抗炎症剤の使用で事なきを得た。つまり、それが神の意志に従うことだと信じれば、何かを失うことになる場合でも、進んで直面するのにやぶさかではないのである。これをご理解いただいた上、本書をお読みいただければと思う。



すでに述べた通り、ものみの塔協会の主張の大部分は、ヘブライ語聖書、特にモーセの律法の取り決めによっている。協会では、クリスチャンがこの律法の下にないことを認めているため、創世記9章1-7節がよく引用される。次の部分である。

次いで神はノアとその息子たちを祝福してこう言われた。「子を生んで多くなり、地に満ちよ。そして、あなた方に対する恐れ、またあなた方に対するおののきは、地のあらゆる生き物と天のあらゆる飛ぶ生き物、地面を動くあらゆるもの、また海のすべての魚に引き続きとどまるであろう。それらは今あなた方の手に与えられる。生きて動く生き物はすべてあなた方の食物としてよい。緑の草木の場合のように、わたしはそれを皆あなた方に確かに与える。ただし、その魂つまりその血を伴う肉を食べてはならない。さらにわたしは、あなた方の魂の血の返済を求める。すべての生き物の手からわたしはその返済を求める。人の手から、その兄弟である各人の手から、わたしは人の魂の返済を求める。だれでも人の血を流すものは、人によって自分の血を流される。神は自分の像に人を造ったからである。そしてあなた方は、子を生んで多くなり、地に群がってそこに多くなれ」。

協会では、人類はすべてノアの子孫であるから、この命令はすべての人に当てはまるとしている。つまりモーセの律法の血についての取り決めは、すでに存在していた法を繰り返した、あるいは説明したに過ぎず、すなわち有効であるということになろう。そうでなければ、(クリスチャンはモーセの律法の下にないのだから)ここを引用する意味がなくなってしまう<sup>7</sup>。神がノアに与えた血に関する戒めは、永遠に有効ということになる。

だとすれば、同じ箇所にある「子を生んで多くなり、地に群がってそこに多くなれ」という命令も同様ではないのか。そうであれば、どうしてもものみの塔協会は独身生活を奨励し、そればかりか結婚している人に子供を持たないように勧められるのだろうか。『ものみの塔』1988年3月1日号(21ページ)〈㊦も同様〉の「今日の出産」という記事には、宣教の業を行なうために「限られた時間」しか残されておらず、「ですから、結婚することが、あるいは結婚しているなら子供を持つことがその肝要な業にあずかる点でどのような影響を及ぼすかについて自問してみるのは、クリスチャンにとってふさわしいことです」とある。子供を生むことが大洪水の

<sup>7</sup>ローマ6:14、10:4。ヘブライ8:6,13。

後で神が命じた事柄の一つであることは認めつつ、「今日、出産は、特にエホバがその民にゆだねられた業の一部とはなっていません。…したがって、この終わりの時における出産の問題は、夫婦がおのおの自分たちで決定すべき個人的な問題です。しかし、『残された時は少なくなっている』のですから、夫婦がこの時代における出産に関する賛否両論を、慎重に、祈りをこめて比較考量するのは良いことです。」としている（26ページ）〈⑩も同様〉。つまり、子供を生むことや「地に群がって多くなる」ことについてエホバがノアに語った言葉はもう無効だというわけである。それなら血についての言葉が今でも有効だと主張しているのはどういうわけか。同じ箇所を根拠に、モーセの律法下の血についての取り決めが今日のクリスチャンに当てはまると言い続けることが、どうしてできるのか。

さらに問題なのは、先ほどの創世記の引用部分が、実際の意味とは違う意味にされていることである。どう読もうと、ここで神が血と言っているのは、動物を殺すこと、そして人間を殺すことに関する話である。動物の場合、その血が注ぎ出される。その生命を（食べるため）犠牲にするのは、当然の権利によるのではなく神の許しによることを示すためである。人間の場合、その血を流す者があれば、その者の生命が返済として求められる。人間の生命は神の与えたものであり、それを勝手に奪う権限を神は人間に与えていないからである。ここでは、殺された動物の血も殺された人間の血も失われた生命を表している<sup>8</sup>。同じことは、常に引用されるモーセの律法についても言える。血が「注ぎ出され」るのは、いずれも殺された動物である。血は奪われた生命を表しており、生きた生命のことではない<sup>9</sup>。

ところが輸血は動物や人間を殺して行うものではなく、生きた献血者が血液を提供する。人が死ぬどころか、生命を助けるという正反対の目的に使われるのだ。だから輸血が必要だとか、疑問の余地なく良いやり方だと言っているのではない。ただ、殺した動物の血を食することを禁じる創世

<sup>8</sup> 聖書では、ものみの塔協会の言い分とは逆に、血そのものは常に（生命ではなく）死を表している。すなわち、失われた、あるいは犠牲にされた生命を象徴するのである。創世記4:10,11、37:26、42:22、出エジプト記12:5-7（またペテロ第一1:18,19）、出エジプト記24:5-8、マタイ23:35、26:28、27:24,25、等々を参照。血が生き物の一部として機能している場合にのみ、生命あるいは生きた「魂」を表すと言うこともできるであろう。

<sup>9</sup> レビ記17:13,14、申命記12:15,16,24,25。

記の話と輸血との間に明確な関係はなく、明瞭な対応もないというだけの話である。要するに両者は無関係なのだ。

1981年12月、エホバの証人の研究生だった男性がものみの塔協会に手紙を書き、輸血に関する方針と、その根拠となっている聖書の記述との間に関連が見出せないのだが、と伝えてきた。この人の結論は、私が上に書いたこととよく似ている。

つまり、上に引用されている部分が示すところによれば、聖書が血を食することを禁じているのは、人が生き物を殺し、その血を神に返さずに使ってしまうことであるに過ぎないと思われます。神のみが生命を取る権利を持つからです。

私が特に考えさせられたのは、この手紙の最後の方、以下の部分である。

これについて私が理解できないのは、神は血を食することを禁じている、なぜならば血は生命を表すからであり、この生命は神の目に値打ちの高いものだからである、血を食することを禁じることで神は人に対して生命の重要性を伝えようとしているのだ、とエホバの証人がおっしゃることです。この理屈は大変わかりやすいものです。しかし、なぜ表すものが現実のものより重要なのか、わからないのです。

確かに大概の場合、輸血にはあまり意味がなく、害にもなります。しかし一方、ごく限られた場合ですが、応急処置として、他に生命を維持する方法がない時もあります。例えば内出血がひどく、すぐには止められないような場合です。こんな時、生命を表す血液を尊重するあまり人を死なせるのは矛盾だと思います。記号の方がその表す現実より重要ということになってしまっているからです。

エホバの証人のみなさんと同様、私も、真のクリスチャンなら神への信仰のために命を失う覚悟があるべきと思います。しかし神が命じも望みもしないのに命を落とすことに、真の価値があるとは思えません<sup>10</sup>。

そもそも血を「注ぎ出す」ことを命じる決まりを持ち出して、血を「保存する」ことを禁ずるのは、目的の取り違えである。問題の箇所の前後を見るとわかるが、イスラエル人たちが殺した動物の血を注ぎ出すように言われているのは、その血を食べないようにということであって、その血を

---

<sup>10</sup> ある人が言ったことだが、生命の象徴としての血を生命そのものよりも重要視するのは、ある人が（結婚の象徴としての）結婚指輪を結婚そのもの、あるいは自分の妻よりも重要視するのに似ている。つまり、自分の妻か指輪かのどちらかを犠牲にせねばならない時、指輪の方をとるようなものである。

保管しないようにということではない。保管などという話は、そもそも出てこない。ものみの塔協会がこれを引用するやり方は、理屈に合わぬばかりか、内容の歪曲に他ならない。書かれてもいない、暗示されてもいない意味を作り出しているのだ。

クリスチャンは律法規定の下になく、「王たる律法」「信仰の律法」の下にあるからには、ここでよく考えてみる必要がある<sup>11</sup>。その場限りの方針が生命に関わる状況を左右するのを許すことが、生命の大切さを本当に理解していることになるのか。神の言葉に明確な根拠のないまま行動することが、真に神への愛、隣人愛を示すことになるのか。

ものみの塔協会がまず引用するのは、主として使徒15章28,29節である。ここではエルサレム会議の決定事項が語られており、「偶像に犠牲としてささげられた物と血と絞め殺されたものと淫行を避けていること」とある。これは拘束力を持つ決まりとして書かれてはいない（その聖書的な根拠は、本章で後に紹介する）。ここは、モーセの律法をそのままキリスト教に持ち込むことができると主張する協会の主要な根拠であり、重要である。これも後に詳述するが、ここでは「血を避けること」を勧めているのは明らかに血を「食べること」に関連していることを確認しておこう。『ものみの塔』1978年6月15日号23ページ〈Ⓜ1978年9月15日号23ページ〉でも、この箇所における「血」の意味について、エドワード・マイヤー教授の「ノアに課せられた、したがって人類全体に課せられたおきて（創世9:4）により禁止されていた血を食べることである」という言葉を引用している<sup>12</sup>。

すると問題は、ものみの塔協会が主張するように、輸血は血を「食べる」ことかどうかである。実はこの主張にまともな根拠はない。もちろん医療的な点滴の場合、ブドウ糖その他の栄養素を含む液体を血管に注入し、栄養を摂取させる。しかし点滴と輸血は別物であること、これは医療関係者なら知っているし、ものみの塔協会も認めている。輸血は、栄養素の注入

<sup>11</sup> ローマ3:27,6:14。ガラテア3:10,11,23-25。ヤコブ2:8,12。

<sup>12</sup> 『ものみの塔』1958年9月15日号（575ページ）には「聖書に血の禁止が言及されている箇所は、いずれも食物として摂取することに関係しており、したがって栄養素としての血が禁止されていることとなります」とある。この基本的立場は変わっていないらしく、協会は今でも輸血は血を体内に食物として取り入れることであり、すなわち血を食べることと同じである、と論じている。

ではなく、（液状生体組織の）移植である<sup>13</sup>。腎臓移植の場合、腎臓を食べるわけではなく、形も機能も腎臓のままである。血液についても同様で、別の体に「移植」しても食べるわけではない。形も機能も同じ液状組織のままである。身体の細胞は、移植された血液を食物として処理することができない。そうするには消化器官を通すことになる。そうすれば消化し、分解し、身体の細胞が吸収できる形になる。こうして摂取するためには、本当に文字通り食べる必要がある<sup>14</sup>。

医療関係者が輸血が必要と判断するのは、患者が栄養失調に苦しんでいる場合ではない。栄養ではなく、酸素が足りない場合がほとんどである。これは酸素を十分に供給するための物質、すなわち赤血球の不足による。また、凝固成分（血小板など）や抗体を含む免疫グロブリンその他の成分が必要なので輸血を行う場合もあるが、「栄養の摂取」のためではない。

輸血は血を食べることではなく、「栄養の摂取」でもないという証拠を前にすると、ものみの塔協会では、「栄養の摂取」という言葉を「命を支える」という言葉と一緒に使ったり、時には言い換えたりする、という手をよく使う<sup>15</sup>。

<sup>13</sup> 『目ざめよ!』1990年10月22日号9ページ〈@も同様〉。ものみの塔協会は、輸血が「食べる」ことだという医学的根拠を求めて、17世紀フランスのデニといった古い医学文献を持ち出すのが常である（例えば『ものみの塔』1985年4月15日号13ページ〈@も同様〉）。現代医学の文献からは何一つ引用することができないのである。

<sup>14</sup> ものみの塔協会は、時として、輸血をアルコールの血管摂取と同列に論じることもある。しかし、アルコールは体細胞がそのまま吸収できる形である。この点でアルコールと血液は、まったく違ったものである。

<sup>15</sup> 例えば『ものみの塔』1989年3月1日号30ページ〈@も同様〉、1985年4月15日号12ページ〈@も同様〉参照。これは論点をごまかす手段としか言いようがない。食べて栄養を摂取することと、命を支えることとは、まったく別のことである。食べることは、命を支える一つの方法に過ぎない。息をすること、水分を取ること、体温を一定に保つこと、寝たり休んだりすることなど、他にも命を支えるのに重要な活動はいくらでもある。血に関して聖書に書かれているのは、「命を支える」という一般的な話ではなく、血を食べるといふ行為であり、それも屠殺された動物の血を食べることである。古代イスラエル人が血を含んだ肉を食べたとしても、その血で「命を支える」必要はなかったのであり、血があろうとなかろうと、肉が命を支えたのである。したがって、血を食べることによって命が支えられたのかどうかなど、問題にならなかった。ただ、血を食べる行為が禁じられていたのである。何のために食べるのか、食べるとどうなるのか、等は血に関する律法の扱うところではない。

ものみの塔協会は、「命を支える」という概念を無理に持ち込んで論点をごまかした上で、輸血を受け入れる者は犠牲として注がれたキリストの血の救済によって与えられる命を軽んずるのだ、という考えを押しつける。これは矛盾である。なぜならば、ものみの塔協会が使用を認めている血液成分は、例えば血友病患者に対する第8因子、また命にかかわる病気やRh因子の不一致による乳幼児の死を防ぐのに使われる免疫グロブリンなど、まさに命を支えるために使われるものなのだ<sup>16</sup>。宗教組織の規則や禁止事項を守らないという理由で、聖書的根拠も他の根拠もないままに信仰がないと決めつけ、自らの命、あるいは愛する者の命を救おうとする人たちを非難するのは不合理であり、非人間的なことである。神の基準ではなく、人間の基準によって、罪の意識を押しつけようとする行為である。

### 「血を避ける」

使徒15章には、エルサレムの使徒や年長者からの手紙が記録されている。そこでは、「避ける」という言葉が、偶像に捧げられた物・血・締め殺されたもの・淫行との関わりで使われている<sup>17</sup>。ここで使われているギリシャ語（アペコマイ）は、「～から離れて立つ」が原義である。ものみの塔出版物は、血に関して、この言葉に絶対的な意味を持たせる。例えば、『あなたは地上の楽園で永遠に生きられます』216ページ〈㊸も同様〉には、「ですから『血を避ける』ということも、血を体内に少しも取り入れてはならないという意味です」とある。同じく『ものみの塔』1988年5月1日号17ページ〈㊸も同様〉には、「イエスの足跡にそって歩むとは、口を通してであれ、他の方法によってであれ、血を体内に入れないことを意味するのです」とある。しかし、聖書において、この言葉が本当にこれほど絶対的な意味を持つのだろうか。あるいはまた、特定の状況に応じた意味を持ち得るのだろうか。

<sup>16</sup> 例えば『ものみの塔』1990年6月1日号30,31ページ参照〈㊸も同様〉。使徒ペテロは、キリストが「十字架の上の体に我々の罪を負ってくれた。我々が罪から自由になり、義のために生きるためである。キリストの傷によりあなたはいやされたのである」と言う（第一ペテロ2:24 (NRSV)；またイザヤ53:4,5,使徒28:27参照）。当然ながら、キリストが重要な靈的側面においていやす力を持つことを認めないことにはならない。

<sup>17</sup> 使徒15:20, 29。

絶対的な意味ではなく、特定の状況に応じた意味を持ち得るということは、例えば第一テモテ4:3に見ることができる。これは、使徒パウロが、自称クリスチャンがやってきて有害な教えをもたらすだろうと警告する箇所である。「そうした人たちは結婚することを禁じたり、信仰を持ち真理を正確に知る人が感謝してあずかるために神が創造された食物を断つ〔ギリシャ語では使徒15章と同じ単語〕ように命令したりします。」ここでは、神の創造した食物すべてを断つように命令するというのではない。それでは何も食べられないことになり、餓死してしまう。そうではなく、モーセの律法に定められた特定の食べ物を禁止するというのである。

同様に、第一ペテロ2:11にも

愛する者たちよ、外国人また一時的居留者であるあなた方に勧めますが、つねに肉の欲望を避けなさい。そうした〔欲望〕こそ、魂に対して闘いつづけるものなのです

とある。これを文字通り、絶対的な意味に解釈すると、いかなる肉の欲望も満たせないことになる。しかし、そうではない。食べること、呼吸すること、眠ること、息抜きを楽しむこと等々、まったく問題のない「肉の欲望」はいくらでもある。ここで「肉の欲望を避けなさい」というのは、これが書かれた状況においてこそ意味を持つ。つまり、まさに「魂に対して闘いつづける」ような、有害で罪深い欲望を避けろというのである。

すると問題は、使徒会議でヤコブたちが血を「避ける」という表現を使ったのは、どのような状況だったのかである。この会議では、異邦人のクリスチャンにも割礼を施した上、「モーセの律法を守り行うように言い渡す」べきかという問題が扱われている<sup>18</sup>。使徒ペテロは、このモーセの律法問題を、重い「くびき」と呼んでいる<sup>19</sup>。また、ヤコブが異邦人クリスチャンの避けるべき事柄（偶像によって汚された物・淫行・絞め殺されたもの・血）について伝えるよう発言したとき、次のようにつけ加えている。

モーセは安息日ごとに諸会堂で朗読されており、彼を宣べ伝える者が古来どの都市にもいるからです<sup>20</sup>。

<sup>18</sup> 使徒15:5

<sup>19</sup> 使徒15:10

<sup>20</sup> 使徒15:19-21

明らかにヤコブの発言は、諸会堂で「モーセが朗読されている」のを人々が耳にしていることを前提にしている。異邦人、あるいは「諸国民」がイスラエルの地に住み、ユダヤ人共同体の中で暮らしていたことは、ヤコブにもよくわかっていた。このような人々に対してもモーセの律法は一定の拘束力を持ち、割礼を受ける必要はないものの、レビ記17章から18章に書かれた特定の行為を禁じられていた。すなわち、イスラエル人だけでなく、共に住む「外人居留者」も、偶像に犠牲を捧げること（レビ記17:7-9）、血を注ぎ出されずに死んだ動物も含め血を食べること（レビ記17:10-16）、そして（近親相姦や同性愛も含め）性的に不道徳とされること、この三つが禁じられていたのである。—レビ記18:6-26。

当時のイスラエルの地は異邦人の支配下にあり、多数のユダヤ人がイスラエルを離れてあちこちに住んでいた（「ディアスポラ」と呼ばれるが、これは「散らばった〔者たち〕」を意味する）。ローマ帝国の多くの都市に散らばったユダヤ人共同体には、古代パレスチナの状況が反映されていたこと、これがヤコブにはわかっていた。つまり、異邦人がユダヤ人の会堂での集まりに参加し、両者が付き合うことは、きわめて普通のことだったのである<sup>21</sup>。

初期クリスチャンたちも、ユダヤ人であれ異邦人であれ、会堂の集まりに顔を出していた。このことは、パウロその他の面々が会堂で説教をしていたことからわかる<sup>22</sup>。ここでヤコブは、どの都市に行っても会堂でモーセが読まれていると語っているのだから、その直前に挙げている事柄は、モーセが古代ユダヤ人共同体にいる異邦人のために挙げた禁止事項が頭にあったと考えるのが自然である。すでに見た通り、ヤコブの挙げる禁止事項は、レビ記に書かれているのと同じ内容であり、その挙げる順番まで同じなのである。つまり偶像に犠牲を捧げること、血、絞められたもの（したがって血を注がれていないもの）、そして性的不道徳の順である。ヤコブは、これらを避けることが異邦人の信者にとって望ましいというのだが、そこには明らかに、クリスチャンの集まりにおいてユダヤ人と異邦人が一緒になり、そこで平和と調和を保つ必要があるという当時の状況が

<sup>21</sup> 使徒13:44-48; 14:1; 17:1-5, 10-12, 15-17; 18:4参照。

<sup>22</sup> 使徒18:1-4, 24-28参照。



あった。異邦人クリスチャンが「血を避ける」ようにとされているのは、別に絶対的な意味ではなく、血を食べるといふ、ユダヤ人にとって耐え難い行為を避けることだという理解があったのである。これ以上の意味を読み込み、血そのものをタブー視するのは、聖書的、歴史的な状況からかけ離れた場所で、そこにはない意味を無理に読み込んでいることになる<sup>23</sup>。

また、ヤコブは、殺人や盗みを禁止事項として挙げていない。これらは異邦人の間でもユダヤ人の間でも一般に悪いこととされていたからである。ところが異邦人の世界では偶像崇拜や、血を食べることや、血を注がれていない動物を食べることが行われており、性的不道徳に至っては、宗教儀礼の場にまで「神殿遊女」が関わりを持っていたほどだった。したがって、ヤコブの呼びかけは、異邦人の習慣のうちでも、最もユダヤ人にとって堪え難く、したがって摩擦を引き起こすだろうと思われるものに焦点を絞っていたのである<sup>24</sup>。したがって、モーセの律法でも、イスラエルで平和に暮らす条件として、外人居住者に割礼を要求しなかった。ヤコブも同様である。

このヤコブの意見がもとになって書かれた手紙は、はっきりと異邦人のクリスチャンに向けられたものだった。すなわち、アンティオケアからシリア、キリキアまで（イスラエルの北に広がる地域）の「諸国民」たちである。すでに見た通り、この手紙が扱っているのは、異邦人の信者に対して「モーセの律法を守り行なうように」要求することについてである<sup>25</sup>。後に見る通り、この手紙は、守るべき法を述べたのではない。仮にそうであれば、この四つの禁止事項は、モーセの十戒に取って代わる「四戒」といったことになる。しかしそうではなく、この手紙は、当時存在した特定の状況における、具体的な提言だったのである。

---

<sup>23</sup> 「血を避ける」という表現に絶対的な意味を与え、血に関することはすべて禁止となれば、血液検査も駄目、血が出る手術も駄目、とにかく血からは「離れて」いなければならないことになってしまう。聖書にあるのはそのような全面禁止ではなく、ただ本当に血を食べる行為の禁止である。

<sup>24</sup> かなり以前、『ものみの塔』1909年4月15日号（117ページ）でも、これがヤコブの手紙の意図だとしている：「教育や気持ちの上で異なったユダヤ人と異邦人の集団で平和を保つには、ここで勧められている事柄が必要だったのです」

<sup>25</sup> 使徒15:5, 23-29

## 不公平な決定

統治体にいた頃、方針の適用に大きな不公平があるような気がしてならなかった。専門職の人々が有利になるのだ。教育関係者は「純粋に客観的な立場から」学校の科目として進化論を教えるてもかまわない（その場合、自分の考えは違おうと前置きするのが望ましい）<sup>26</sup>。弁護士なら選挙事務所での仕事が許されているのも、すでに見た通りである。しかし最も大きいのは、医者なら輸血や墮胎を行う医療団体に所属できること、しかもエホバの証人ではない患者が希望すれば自ら輸血処置を行っても良いことであろう<sup>27</sup>。その根拠は、モーセの律法でイスラエル人が外国人に対して血抜きしていない動物の肉を売ることが許されていたことである<sup>28</sup>。しかしこの場合、血液は問題の動物の体内にとどまっており、体外に取り出して保存するという、協会が神の法に対する侮辱として糾弾する行為はなされていないのだ<sup>29</sup>。「血の神聖さに対する深い敬意」を呼びかけ、血の誤用の罪について警告を発し、血の保管は神の法に対する侮蔑だと論じておきながら、外科医のエホバの証人が関わると急に話が変わるのである<sup>30</sup>。

こうして協会の規則、決定、方針、細かな取り決め等々を見るにつけ、誰かを悪者にしたい気持ちではなく、ただ正直な感覚として、感じずには

<sup>26</sup> これは『手紙に答えるための手引き』初稿の「学校、世俗の教育」の項目に記されている。

<sup>27</sup> 『ものみの塔』1964年11月15日号682-683ページ参照。また、輸血に先立つ交差試験（血液適合試験）については『ものみの塔』1975年4月1日号215-216ページ〈@1975年7月15日号439-440ページ?〉参照。改訂版（提出されたもの）『手紙に答えるための手引き』では、医者や看護婦は「上司の指示」であれば輸血を行えるとしている。

<sup>28</sup> 申命記14:21

<sup>29</sup> この同じ『ものみの塔』1964年11月15日号が、血入りソーセージを「世の人」に売るとは食料品店ないし食肉店の良心の問題だとしている。この記事を書いた人物は、この律法を根拠に医療関係者の行為を大目に見ることにしたのだから、食料品店や食肉店に関する点についても書いておこうと考えたらしい。しかしこれは血抜きしていない動物の肉を売るのはなく、血を取り出し、保管し、それに手を加えて作った製品を売る行為であり、まさにものみの塔の方針で禁じられている行為である。

<sup>30</sup> アメリカでは、エホバの証人の医者や弁護士が毎年集まり、自分たちの「信任と特権」等について話し合う。他の職業のエホバの証人がこんなことをしたら、協会側に睨まれたり、あるいは止められたりすると思う。

おれないことがある。それは、もし日常生活のいわゆる普通の事柄について、この種の理屈付けをする人がいたとしたら、まず正気が疑われるだろうということである。

## なぜ従ってしまうのか？

使徒パウロは「律法のもとにいることを望む」人々について語った（ガラテア4:21）。現代でもそういう人は多い。もちろん、パウロの頃とは違い、モーセの律法に従ってユダヤ教徒になりなさいとまでは言わないにせよ、キリスト教を律法的に理解し、規則の体系にしてしまう人々はいる。規則体系を作り、先例を引き合いに出し、人が神に対して持つ関係を支配するのである。

しかし、そんな強制に従う人がいるのはどういうわけだろうか。自分なりに善悪を判断する自由をあつさり捨て、毎日の生活のプライベートな事柄に至るまで決めてもらおうとするのは、どういうわけだろうか。不完全な人間たちの作り出した解釈や規則などに従い、その結果、仕事を失ったり、投獄されたり、結婚生活が破綻したり、ひどいときには人命に（それが本人の生命であれ、親しい者の生命であれ）関わることにもなる背景には、どんな理由があるのだろうか。

ここには、様々な要因が絡んでいる。不和や争いは避けて、周りに合わせてほしいという、周囲の人や家族からの圧迫もあろう。組織という名の「箱船」から追い出されたら神に見放されて破滅するしかないという、純粹な恐怖もあり得る。しかし、より本質的な理由があるのだ。

人は、わかりやすい話を好むものである。問題がきちんと整理され、善悪の色分けができていると安心するのだ。一方、自分自身の良心に従って物事を決めるのは難しく、時には苦しみをとまなう。誰かに決めてもらい、自分の良心になっってもらう方が楽なのだ。だからこそイエスの当時、ユダヤ教の伝統習慣による支配が発展し、成立していた。神の言葉と自分の良心に基づいて物事を決めるのではなく、「先生に聞いてみよう」というわけである。エホバの証人の場合、「協会に聞いてみよう」「ブルックリン本部に聞いてみよう」である。

もう一つの理由は、規則や解釈のわかりにくさである。規則に宗教的な理由付けを与えるときには細かく難しい話がつきまとう。細かい理屈ながら、いかにもいわくありげで、よく考えたものだと感じることもあるが、

全体として間違っただ話なのである。こういう話を解きほぐし、その実体を見極めるには、それなりの努力が必要となる。そんなことはしたくないという人も多いし、はじめから無理だと思う人もいる。

古代のユダヤ教の資料から実例を二つだけ見てみよう。かつて、「律法を教える者たち」が、出エジプト記16:29の「七日目にはだれも自分の場所から出てはいけない」という規定をさらに明確にしようとした。すなわち、安息日には、自分の住む町の境界から一定距離（900メートル程度）以上出て歩いてはならない、と決めたのである。これは「安息日の道のり」と呼ばれた（イエスの頃にも使われていた表現である。使徒1:12参照）。ところが、規定を破らずにこの距離を超える方法があった。

その方法とは、自分の町から離れた（とはいえ規定の900メートル以内の）場所を決め、そこに住居を「造った」ことにするのである。これには、問題の安息日の前日、そこに二食分以上の食料を置けば良かった。安息日当日には、まずその「住居」に行き、そこからさらに900メートル進むことができたのである。

エレミア17:22の「安息日にあなた方の家からどんな荷をも運び出してはならない」も同様だ。律法学者たちは次のように考えた。この場合、ある家の内部であれば、物を運ぶのは禁じられていない。仮にその家に複数の家族が居住していてもかまわない。そこで、ある一定の区域にあるいくつもの家（例えば中庭を共有して囲むいくつかの住居の場合など）に住む人々は、簡単な門を作り（棒を二本立てた上に横木をのせた程度のもの）、これをその区域の「律法上の」入り口とする。つまり、この区域全体を一つの家と見なすのである。こうすれば同じ区域内の家から家へと荷物を運んでも律法に違反することはないという理屈である<sup>31</sup>。

この種の理屈を、ものみの塔協会のやり方と比べてみよう。協会は、特定の医療行為に関する規則をどんな方法で理屈付けするだろうか。『ものみの塔』1989年3月1日号〈目も同様〉の「読者からの質問」欄は、手術に先立って患者から血液を採取し、術中ないし術後に使うために保存することを扱っており、エホバの証人は「この処置を受け入れません」と断言している。この場合、血液は「既に決してその人の一部ではない」という

<sup>31</sup> George Foot Moore 著『Judaism』第2巻 (Cambridge, Harvard University Press, 1954) 31,32ページ参照

のがその理由である。申命記12:24が引用されているが、それは屠殺した動物の血は地面に注ぐべしという箇所である。どういうわけか、屠殺に関する規則が、生きた人間の血液を保存することと結びつけられている。

この記事には別の方法についても述べられている。手術中、患者の血液を人工心肺装置や血液透析装置（人工腎臓）に流して酸素供給や老廃物除去を行い、また体に戻す方法である。先ほどの方法とは違い、この方法はクリスチャンが受け入れても良いという。なぜならば、これは「人工器官に血液を通すための自分の循環系の延長」なので「この閉鎖回路内の血液は依然として自分の一部であり、『注ぎ出す』必要はない」というのだ。

この循環器系を延長する理屈と、先ほど見た、第二の住居を想定して安息日における移動距離を拡張するラビの理屈と、どこが違うのだろうか。

「閉鎖回路内の血液」の解釈と、仮の入り口を作れば別々の家も「同じ部分に属する」とするラビの解釈と、どこが違うのだろうか。古代と現代、時代こそ違いますが、細かな理屈付けで詭弁を弄する手口は同じである。

エホバの証人も、本当に正直な気持ちとして、自分の血液を保存しておく第一の方法よりも、人工心肺などに血液を通すという第二のやりの方が聖書的だと心から感じている人は少ないと思う。しかし、それでも自分の良心に従う自由はない。人の命に関わることもあろうけれども、ものみの塔協会の解釈と理屈付けを遵守せねばならない。何しろ「神権的な法の大集団」なのだ。従わなければ、排斥が待っている。

## 法の弱さ、愛の強さ

法によって一致した外見が作り出され、その中にいる人間の姿が隠れてしまうことが多い。だからイエスの当時、宗教指導者たちは「律法に従って暮らす」ことで「外からは善き正直な人に見えながら、中身は偽善と無法に満ちている」こともできた<sup>32</sup>。この点は現代でも変わらない。

つまり法は心の中で最も無力となる。法によって泥棒を捕まえ、罰することはできる。しかし、法を守っている限り、極めて欲張りでケチで周りに迷惑をかける人間でも、捕まえたりはできない。法は殺人者を裁き、死刑にすることさえできる。しかし、憎しみと嫉妬に満ちた、妬みと恨みの

---

<sup>32</sup> マタイ23:27, 28 (JB)

かたまりのような人間が復讐を狙っている場合でも、法はほとんど手出しできないのである。ましてそれを知っていて「合法的に」ことを進めようと気をつけている人間に対しては、なおのことである。この手の人間は、私も見たことがある。こういう人間が高い地位にいる場合もある。

「方針」や規則によって統制しようとするやり方と、使徒パウロが悪行をいさめるやり方との間には、はっきりした違いが見られる。パウロは常に法ではなく愛に重点を置く。ローマ書でパウロはこう書いている。

あなた方は、互いに愛し合うことのほかは、だれにも何も負ってはなりません。仲間の人間を愛するものは律法を全うしているのです。「あなたは姦淫を犯してはならない、殺人をしてはならない、盗んではならない、貪ってはならない」、そしてほかにどんなおきてがあるにしても、その法典は、この言葉、すなわち、「あなたは隣人を自分自身のように愛さねばならない」に要約されるからです。愛は自分の隣人に対して悪を行いません。ですから、愛は律法を全うするものなのです<sup>33</sup>。

問題の解決にあたっては、パウロは、このやり方を実践した。例えば、偶像に捧げられた肉を食べることに関する問題である（これは使徒行伝15章に出てくる手紙で列挙される四つの中の一つ）。コリントスには、偶像をまつた神殿に行くクリスチャンもいた。そこでは偶像に捧げられた肉が料理され、異教徒の神殿の近くで売られていた。そこでクリスチャンが食事をした場合、同じ弟子仲間（特にユダヤ教を背景に持つ人）にとっては問題だっただろう。例えてみれば、エホバの証人がニューヨークの聖パトリック教会（カトリックの司教座教会）に行くと、仲間が目の前で司祭が祝福した食物を食べている（おまけに支払いは教会の収入となる）というところである。ただし問題としては、偶像に捧げられた肉の方がはるかに深刻であった。さて、パウロはどのように対処したであろうか。

そのような肉を食べるならば審問の上、排斥もあり得ると警告したのだろうか。律法という規則体系を持ち出してやめさせようとしたであろうか。実は逆で、パウロは食べるという行為そのものが悪いとは言わなかった。ただ、そうすることが好ましくない、時には非常に困った結果になることを示したのである。法でなく、愛に基づいて、パウロはこう書いている。

<sup>33</sup> □—マ13:8-10 (NW)

この種の問題について「知っている」と思うのは簡単である。だが「知っている」ことで人間が大きく見えたとしても、愛によってこそ人間は真に成長することも忘れてはならない。「知っている」と思っている、本当に知っているべきことについて何も知らないかもしれないからである。しかし神への愛を持つ人間は、神に知ってもらえている人間である。

さて、偶像に捧げられた肉を食べる件だが、我々は偶像が真の存在ではなく、神は唯一であると確信している。…しかし、あらゆる人がこれを知っているわけではない。人によっては偶像に慣れており、捧げられた肉は本当に何らかの神に捧げられたものとして食べており、すると良心が傷ついてしまうこともある。…あなたが自由に食べることで、信仰が強い人の妨げにならぬよう注意すべきなのだ。仮に神を知るあなたが神殿で食事したとしよう。これを見た信仰の弱い人も同じことをしてしまうのではないか。自分の知識が確かだからといって、弱い兄弟に有害なことをして良いのか。その兄弟のためにもキリストは死んだのだ。そんな罪を犯して [つまりクリスチャンの自由を悪用して] 信仰の弱い兄弟に害を与えては、キリストに対して罪を犯すことになる<sup>34</sup>。

つまり、食べるか食べないかは、法に触れて有罪になるかという問題ではなく、「その兄弟のためにもキリストは死んだ」ような兄弟に対して有害かどうかなのだ。単に規則を守るかどうかではなく、クリスチャンとして心からどう思っているのかを問われる、真に優れた考え方であろう。

またパウロはエルサレムの使徒たちの決めたことが（使徒15章）「法」だと思っていないこともわかる。法ならば、コリントスのクリスチャンに対して上のように書かなかったはずである。しかし偶像に捧げた肉を食べるのは良心の問題で、大事なのは他の人をつまづかせるかどうかだと率直に書いている。すると問題のエルサレムの手紙を法とみなし、クリスチャンは血についてモーセの法の下にあることを意味すると主張するのは、明らかにパウロを無視することである。「偶像に捧げられた肉」にそんな理屈はない。害がないようなら、偶像に捧げられた肉を食べる人間（パウロにせよその他のクリスチャンにせよ）を裁く権利など誰にもないのである。パウロの言う通り、

というのは、わたしの自由がほかの人の良心によって裁かれるということが、どうしてあってよいのでしょうか。わたしが感謝を抱いてあずかっているのであれば、わたしが感謝をささげているものについて、なぜあしざまに言われるべきでしょうか<sup>35</sup>。

<sup>34</sup> 第一コリント8:1-12 (PME)

<sup>35</sup> 第一コリント10:29 (NW)

エルサレムの手紙は性的不品行（訳により「淫行」）も挙げているが、これについてパウロは、つまづきになるかどうかで善悪が決まるとは言わず、むしろこれを正当化する条件はないと考えている。しかしいずれにせよクリスチャンが性的不品行を避ける必要を認める法として書かれているわけではない。第一コリント6:13-19で示している通り、愛の法に導かれる人にとっては許せないことだという結論になるだろう。キリストとつながる自分の体の乱用だからである（また第一テサロニケ4:3-6参照）。

クリスチャンの自由というものは、他人の良心とは無関係という性質のものではない。同時に自分の良心的判断を他人に押しつける権利は誰にもない（それは人がキリストにおいて持つ自由に制限を加えることになる）。特定の人々や選ばれた人々が、使徒の権威を行使する役割があるかのように、自分の良心を押しつけて他人に命令を下す権利はない。

前章では法と導きを区別した。法は、権力による強制にその力を持つ。導きは、教えを通じて根本原則を伝える。イエスはいつもたとえ話を使って教えた。法を厳密に規定するのではなく、守るべき重要な根本原則をざぼりと伝えたのである。例えば放蕩息子のたとえ話は、言うことを聞かぬ子供は連れてかえってご馳走をしてやるべきだという法を規定しているわけではなく、寛大で愛情深い姿勢を示しているのである。聖書には様々な部分がある。確かにはっきりと命令形式で書かれている部分もあるし、あるべき生きる姿勢（愛において生活し、他の人々と平和を保つ）を示す部分もある。特定の状況で生じた問題に対処する部分もあり、例えばパウロはこれを数多く手がけている。その際、法を規定するようなことはせず、その状況に応じた、健全で有用な助言を与える形になっている。

## どれほど偽りのない一致なのか

法による支配により、ある種の一致と秩序が得られるのは間違いない。しかし、そこに偽りがなくなると、話は別である。一致と秩序があるように見えても、実はそこに強制的な服従があるのではないか。法的な規定で生活を統制しようとする人たちに反対の意を表明することは、真の一致と団結に逆らうことになるのか。それは個人が勝手に自分の意志で自分だけの満足を追うことだろうか。そんなことはないし、あるべきでもない。自由を与えてくれる存在に心から従おうとするならば。



見えない神への愛を保ちつつ隣人を憎むことはできないのと同様、見えない神の子と共にありつつ同じく敬虔な人たちと争ったりはできない<sup>36</sup>。聖書によれば「結合の完全なきずな」は組織の一員であることではなく、愛である。愛は辛抱強く、親切で、ねたまず、自慢せず、思い上がりせず、自分の利を求めず、他の人に善をもたらそうとする<sup>37</sup>。

愛は、人を威圧して団結させたりはせず、ただ暖かく結びつける。これ以外の一一致がクリスチャンの名のもとにあるならば、それは本物とは言えず、クリスチャン的でないやり方によってのみ維持される一致であろう。

## クリスチャン自由の恵み

エホバの証人の間には極めて込み入った規則があり、生活・行動の多くの場面で自分の良心的判断に従えなくなっている。間違いを犯すこともある少数の男達の作った宗教規定ならびに最高法廷に従っているのだ<sup>38</sup>。その法廷の一員だった私が、身にしみてわかることがある。すべての問題の根本は、クリスチャンは法の下ではなく、キリストを通じて与えられる神の慈愛の下にあるという真理を認めないところにある、ということである。神の子を通じて、法に縛られず信仰と愛の産物である義を享受できる。

それを受け入れず、目に見える権威構造が宗教裁判所として神に従う者たちを導いてくれると思ってしまう。あるいは、法や規則という名の「柵」に囲まれていないと悪い方へ流されると思ってしまう。そんな人が自分は法の下にないと聞くと驚いてしまうのだ。それは無理だ、無茶だ、有害だ、放縦に走る原因だと言って受け入れない。だからこそ宗教裁判所を通じて（ものみの塔協会風に言えば）「強制力のある」「統制の法的体制」を押しつける言葉を聞くと簡単に心がぐらつき、説得されてしまう。

イエス・キリストを通じて与えられる神の聖霊は法に勝る力を持っており、その力を通じてクリスチャンが神の愛と隣人愛に向かうように働きかけている。だからこそパウロは次のように言えたのである。

<sup>36</sup> 第一ヨハネ4:20、第一コリント12:12-26、エペソ4:15,16

<sup>37</sup> コロサイ3:14、第一コリント13:4-7

<sup>38</sup> ものみの塔の弁護士レズリー・ロングの1987年3月29日付の手紙では、会衆の審問委員会のことを「教会裁判所」としている。会衆レベルでこの用語が当てはまるなら、一番上のレベルで同様の用語を使えばより適切であろう。統治体はまさに「教会最高裁判所」である。

しかし聖霊によって導かれるならば、あなたは法の下にはない…聖霊の実は愛であり、喜びであり、平和であり、忍耐であり、優しさであり、善であり、信であり、穏和であり、自己抑制である。これらのものに対する法は存在しないのである<sup>39</sup>。

これがクリスチャン自由の大きさと言える。自由かつ自然に神の特質を実行して良いのだと納得できる。宗教的な権威が口を出して愛とか優しさとか穏和について命令したり、またそれを撤回したりすることもない。「法は存在しない」とわかれば、不安を持つこともない。心の底から正しいことだと思い、良いことだと納得し、優しく愛情のこもった行動であれば、それを実行するのにあたって、いかなる規則に邪魔立てされる必要もないのである。神に是認されたことと心から思うのなら、一部の人間に反対されても関係ないはずだ。

我々が法の下にあらず、神の恵み深い優しさの下にあるということで、キリストによって自由にされた責任が減じることはない。むしろ逆である。「[決まりごとや人間の押しつける基準ではなく] 自由の法によって裁かれることになっている人間のように語り、また行動しなさい。なぜなら、情け深くない人々に対しては情け容赦ない裁きが下され、情け深い人々は裁きを恐れる必要がないからである<sup>40</sup>」ことを我々は知っている。この「自由の法」とは、使徒ヤコブが同じ手紙のすぐ前の個所で「最上の法」あるいは「最高の法」と呼ぶ「隣人を自分自身のように愛せ」である。

そう考えると心がすっきりするものだ。天なる父に対して喜ばれる者かどうかは、何かの法や「膨大な量の規則」を守って生きたかどうかでなく、愛によって生きたかどうかで決まる。我々の頭であり主である神の子は、法からの自由を与え、そして宗教的な法を押しつける者たちからの自由を与えて、その愛を我々に示した。だから我々は複雑な組織の規則や方針を暗記するのに苦勞する必要はない。そもそも規則という発想をする必要がない。神の言葉を通じて神の子のことを学び、それを我々の生活に生かすことを考えれば良いのである。

<sup>39</sup> ガラテア書5:22,23 (NIV)

<sup>40</sup> ヤコブ2:12,13 (JB)